

様式第4号・その1（第7条関係）

令和8年3月30日

伊万里市議会議長 中山 光義 様

氏名 加藤 奈津実

令和7年度伊万里市政務活動費収支報告について

伊万里市政務活動費の交付に関する条例第5条第1項により、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。



様式第4号・その2（第7条関係）

令和7年度政務活動費収支報告書

議員名 加藤 奈津実

1 収 入 政務活動費 250,000 円

2 支 出

項 目	金 額 (円)	備 考
研究研修費	0	
調査旅費	90,148	
資料作成費	6,122	トナー購入
資料購入費	0	
広報費	0	
広聴費	0	
人件費	0	
事務所費	0	
その他の経費	60,989	通信費
合 計	157,259	

3 残 額 92,741 円

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第5号・その2（第7条関係）

（1調査1枚作成）

調 査 旅 費

（支出明細書）

調 査 目 的	①国土交通省：二地域居住の推進について 農林水産省：中山間地域等における支援施策について 厚生労働省：生活困窮者自立支援事業について ②防災体験型宿泊施設「KIBOTCHA」について
調 査 地	①国会 ②宮城県東松島市
調 査 年 月 日	令和7年8月19日 ～ 令和7年8月21日 (宿泊の有無 ☒ 有 ・ 無)
調 査 結 果	別紙の通り
経 費 明 細 書	
旅 費	81,240 円
そ の 他	8,908 円 /
合 計	90,148 円 /

研究研修・調査報告書

伊万里市議会議長 中山 光義 様

下記のとおり 研究研修・調査を行いましたので報告します。

令和7年10月15日

氏名 加藤 奈津実

実施年月日	自 令和7年8月19日 至 令和7年8月21日	3日間	宿泊 ☒ 有 ☐ 無
場所	①国会 ②宮城県東松島市		
目的	①国土交通省：二地域居住の推進について 農林水産省：中山間地域等における支援施策について 厚生労働省：生活困窮者自立支援事業について ②防災体験型宿泊施設「KIBOTCHA」について		
内容 感想等	別紙の通り		

※資料は翌年度から5年間各自で保管する（伊万里市政務活動費の執行に関する運用方針2-(1)）



興隆会 視察報告書

令和7年10月15日

加藤 奈津実

1. 視察日 令和7年8月19日～21日

2. 視察先 ① 国会

国土交通省：二地域居住の推進について

農林水産省：中山間地域等における支援施策について

厚生労働省：生活困窮者自立支援事業について

② 宮城県東松島市

防災体験型宿泊施設「KIBOTCHA」について

視察の概要及び内容については以下の通りです。

① 国会各省庁

視察日：令和7年8月19日

場 所：国会（参議院議員会館内会議室）

【国土交通省：二地域居住の推進について】

二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける新しい暮らし方の選択肢で、主に交流人口及び関係人口の拡大、地域の担い手の確保、新たなビジネスや後継者の確保などに繋がります。人口の都市部一極集中の緩和にもなり、多様なライフスタイルを実現することによる心身の健康の向上、自然災害やコロナ禍のような突発的な危機や変動に対するリスクヘッジにもなります。

今回、国土交通省にその定義を伺い、同一の都道府県内や市町村内でも拠点を複数持っていれば二地域居住に該当するのだということが分かりました。例えば、週末だけ他拠点で生活することにより、週末人口が増加する地域が発生することになり、人口減の地域では週末人口を活用した新たな活動の可能性が広がります。また、災害時等においては突然見知らぬ土地へ移住して暮らすのではなく、拠点を複数持つことでスムーズな生活の移行に繋がります。一点、私が困難だと考えるのは、通学する児童生徒が複数拠点を持つことについてです。週末移動は可能かもしれませんが、平日に複数校をまたいで生活するのは学習面でも対応する学校としても困難と考えます。このことについて質疑したところ、例えば生徒が寮生活をしているケースの保護者の二拠点生活は考えやすいとの回答がありましたが、やはり児童生徒自身の複数拠点生活については、法整備も含め今後検討が必要だろうと感じました。

しかしながら、まだまだ始まったばかりの取組であり、減少する人口を複数自治体で活用するという面においても、国民の選択肢が広がるという面においても、広がりと可能性を感じるものだと考えます。二地域居住のための国の予算確保と制度的支援も行われており、この事業に取り組むことで獲得できる予算項目が多岐に渡って用意されています。これらを活用し、本市でも推進すべき事業と考えます。

【農林水産省：中山間地域等における支援施策について】

中山間地支援として、農村型地域運営組織（農村 RMO）の説明を受けました。中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、農地・水路等の保全や買物・子育てなど、集落維持に必要な機能が弱体化しています。農村 RMO とは、そのような地域の暮らしを守るため、集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など、多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地保全や生活支援等を実施するものです。

農村 RMO を実施するとしても、最低限の人口と活動できる人材が地域にいることが大前提と考えます。しかしながら現状、中山間地域においてはその最低限の人口と活動人材の確保自体が困難になっている中、そもそもの連携が成り立つのか不安視されます。私たちが今回、国にレクチャーを受けた目的は、農村 RMO や中山間地域等直接支払制度等については当然ながら知識としてある中で、それらの活用すらままならない地域が出てきている現状を目の当たりにしており、よりよい支援のあり方について議論を深めることにあると考えていました。報道等でもあるように、農林水産省と自治体の距離は遠いと感じざるを得ませんでしたし、私たち議員も中山間地域の現状をもっと強く国に訴えていく必要があるのだろうと感じました。

【厚生労働省：生活困窮者自立支援事業について】

本事業は、経済的に困窮している人が自立した生活を送ることができるよう支援することを目的として実施されており、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人が対象となります。相談するにあたり、資産や収入に関する具体的な要件はなく、課題を抱える人が制度のはざまに陥らないよう、できる限り幅広く対応することを目指しています。

主な支援内容は三つの柱で構成されています。第一に、緊急的な生活支援として、一時的に生活費や住宅費の支払いが必要な人に対して給付金や貸付が行われます。第二に、生活相談・自立相談として、専門の相談員が生活全般の課題について相談に応じ、生活計画の作成や課題解決の支援を行います。第三に、就労・自立支援として、就職希望者に対して職業訓練や仕事探しのサポート、面接練習などを通じて就労機会の提供が行われます。市区町村を窓口として地域の相談支援機関や NPO と連携して実施され、必要に応じて一時的な金銭支

援と就労支援を組み合わせ、支援計画に基づき段階的に自立を目指す仕組みとなっています。生活保護とは異なり、自立を重視した支援が特徴であり、本人の状況に応じて柔軟に支援内容を組み合わせることが可能です。

本事業は柔軟で多様な対応ができるように制度設計されている反面、どこまで行政が関わるべきかという点については疑問があります。一時的な金銭支援や就労支援、各種相談等についてはこれまでも行われてきたように思いますが、地域社会での関係性が築けず孤立する住民の支援については、その社会的繋がりや回復及び維持は簡単ではなく、行政がどこまでできるのか、そもそもその領域に踏み込む必要があるのかと思います。地域社会の形成は住民相互の助け合いによって成り立っていたはずが、お節介な人も減り、行政が踏み込まないと成り立たないほど住民同士の繋がりが希薄化していることが顕在化しているように感じました。

② 宮城県東松島市

視察日：令和7年8月20日～21日

場 所：防災体験型宿泊施設「KIBOTCHA」

【防災体験型宿泊施設「KIBOTCHA」について】

この施設は、2011年3月11日に発生した東日本大震災による地震および津波で甚大な被害を受け廃校となった旧野蒜小学校を活用し、宿泊施設、研修ルーム、体験学習スペース、レストラン、入浴施設等を備えた「防災体験型宿泊施設」として蘇らせたものです。防災学習を軸としながらも、地元企業に積極的に活用される研修事業や、市民農園、BBQイベントなど地域密着の施設運営にも注力し、「奥松島産牡蠣」などの地域の特産物を活用したイベント等による市外県外からの集客にも取り組んでいます。

この施設を管理・運営する貴凜庁株式会社は「コトの総合商社」を目指しており、その企業理念に「単なる商品ではなく、心に残る体験や感動を提供することで、人々の生活を豊かにし、社会に新たな価値をもたらす。持続可能で、文化や伝統を尊重しながら、個々のニーズに応えるサービスを通じて、コミュニティの活性化に貢献する。」ということ掲げて活動されています。また、災害の伝承と防災教育を行うことだけではなく、有事の際にはこの施設で1万人を受け入れられる体制を整えることを目標とされており、質を伴う衣食住の安定と食糧・エネルギーの完全自給を目指しています。有事の際に見知らぬ土地に突然移住するのではなく、平時から関わりを持たせるため、二地域居住の推進にも取り組まれており、この施設をみんなで作り上げていくためにDAO（分散型自律組織）やトークン（デジタル資産）を取り入れ、交流人口の拡大に繋がっています。

【所感】

今回の視察では、KIBOTCHA の施設だけではなく、2011 年の東日本大震災で大きな被害を受けた東松島市全体をご案内頂いたことで、復興までの市の取り組みと施設の必要性、人と人の繋がりを感じることができました。

津波被害を受けた地域は、津波が越えられないほどの巨大な防波堤を建造した地域もありますが、その高い壁に囲まれ、これまで見えていた景色も見えなくなることで、津波の経験と記憶がより忘れられないものとなり暗い気持ちになるのではないかと思います。しかし東松島市では、海沿いの道路自体を 6 m 上げ、その上に 1 m 程度高さで、浜辺に下っていく階段型の防波堤を作ったことで、景観の保全と防災の両方を兼ね備えた地域づくりがなされていました。また、その防波堤の内側の地域には松林があり、さらに内側には海と並行して川が流れていることで、二重三重の津波対策となっていました。



また、東松島の湾が一望できる展望台や、民間の方が個人で作られた避難場所である「おさとうやま」にも登りましたが、地域で行われているフットパスや登山道などのコースを普段から整備しておくことは、いざという時に歩いて避難するための防災の面も兼ね備えることになるのだと知りました。もっと地域づくりに防災の視点を持って取り組むべきと学びました。

KIBOTCHA の中には、遊びながら防災について学べる施設や、宿泊施設、東日本大震災のパネル展示等がありました。また、いざという時にここで 1 万人を受け入れることを目標とした施設づくりをされているため（現在は 300 人の受け入れが可能）、食糧、水、住居、電気などを自給自足するための様々な実験が行われていました。ここで実験して成功したことを全国に広めていきたいと話されていました。



KIBOCHA は立ち上げ当初にクラウドファンディングで寄付を募られ、その際に寄付者に「住民証」を発行されました。この住民証保持者でのコミュニティが形成されており、彼らがここで活動や支援をすることでトークン（デジタル資産）を得られる仕組みが作られています。施設の草刈り、食事の提供、SNS での宣伝など、所謂お手伝い的なことでトークンが得られ、それは地域での食事や駅からの送迎などに使用することができます。この仕組みは、地域を維持するための担い手不足が大きな課題となる中、交流人口や関係人口を生み、彼らに地域で活動してもらえる可能性を感じました。

今回、東松島市に行ったことで、日常に防災を溶け込ませる重要性和、防災を通じて新たな人と人の繋がりが生まれる可能性を感じました。伊万里市は災害、特に地震が少ない地域ですので、その強みを生かす取り組みをしていきたいと思います。



政 務 活 動 費 旅 費 計 算 書

旅行者 加藤 奈津実議員、林 博幸議員、松尾 伸人議員、西田 晃一郎議員

期 間 令和7年8月19日（火）～令和7年8月21日（木）

行き先 ①国会、②宮城県東松山市

①国土交通省：二地域居住の推進について
農林水産省：中山間地域等における支援施策について
厚生労働省：生活困窮者自立支援事業について

内 容 ②防災体験型宿泊施設「KIBOTCHA」について

備 考

※網掛けは、領収書添付

(単位：円)

項 目		金 額	摘 要
運 賃		4,140	伊万里～福岡空港（往復）
		14,860	福岡空港～羽田空港
		510	羽田空港～東京
		11,960	東京～矢本
		1,280	矢本～仙台空港
		18,990	仙台空港～福岡空港
宿泊料		26,200	13,100円×2日
交通費	市	3,300	1,700×1日+800円×2日
計		81,240	

※旅費計算につきましては、伊万里市職員等の旅費に関する条例に基づき、最も経済的な経路及び方法により算出することとなっておりますので、申し出があった経路とは異なる場合があります。



JAPAN AIRLINES

Web 1753aa2f2d4868f04805e6c9c6a2cbbd
2025年10月16日 14:59発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

様

加藤 奈津実

金額 14,860円 (税込み)

但し

運賃・料金として

航空券/料金券番号

1312229154671

航空券/料金券発行日

2025年7月5日

発行所

日本航空

備考

現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

カトウ ナツミ 様

2025年8月19日 (火)

運賃：スペシャルセイバー

○ 08:15 福岡

クラス：普通席

14,860 円

○ 10:00 東京 (羽田)

便名：JAL304

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 14,860円



JAPAN AIRLINES

Web 8902f85c49d8f0172666e356157c5f4d
2025年10月16日 15:04発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

様 加藤 奈津実

金額 18,990円 (税込み)

但し

運賃・料金として

航空券/料金券番号

1312229241016

航空券/料金券発行日

2025年7月7日

発行所

日本航空

備考

現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

カトウ ナツミ 様

2025年8月21日 (木)

運賃：スペシャルセイバー

○ 16:20 仙台

クラス：普通席

18,990 円

○ 18:20 福岡

便名：JAL3538

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 18,990円

領収書

伊万里スイーツ 城月堂

Tel:0955-22-5813

佐賀県伊万里市新天町201-1
登録番号T8-3000-0200-8722

2025年08月13日(水) 11:35

No 714080

品名	数量	金額
菓子 15個入	7	¥18,550
送料	1	¥1,580

小計 ¥20,130

消費税対象額 10%

¥1,580

消費税

¥158

消費税対象額 8%

¥18,550

消費税

¥1,484

合計 ¥21,772

Pay Pay - Linepay

¥21,772

現金お預り ¥0

お釣り ¥0

*は軽減税率(8%)対象商品です

視察先手土産代

2,862 円 (税込)

× 4 か所分

(国土交通省・農林水産省・厚生労働省・KIBOTCHA)

=11,448 円

÷ 6 人 (加藤・林・児玉・松尾伸・西田・前田邦)

= 1 人あたり 1,908 円負担



0005-0014

会計日：2025/8/21

領 収 書

加藤 奈津実 様

領収金額

¥7,000-

(10%標準対象 ¥7,000)

(内消費税等 ¥636)

(paypay ¥7,000)

上記正に領収いたしました

但 研修費(28分)として

KIBOTCHA(フロン
ト)

宮城県東松島市野蒜町宮崎28

KIBOTCHA

TEL：0225-25-7319

登録番号：T70100

担当者：西舘 保

領収書No:000520250821120500177

様式第5号・その3（第7条関係）

(年間分)

資 料 作 成 費

(支出明細書)

経 費 明 細 書			
項 目	内 容	金 額 (円)	備考
印 刷 費 等	印 刷 代		
	コ ピ ー 代		
	用 紙 代		
	消 耗 品	6,122	トナー購入
	そ の 他		
事 務 機 器 代 リ ス	事 務 機 器 名		
翻 訳 料			
そ の 他			
合 計		6,122	

注文番号yamada-denki-2-10322103の領収書

ヤマダデンキ インテリア店
〒370-0841
群馬県高崎市栄町1番1号
事業者登録番号: T2070001036729

加藤 奈津実 様

発行日: 2026年03月29日
注文日: 2025年05月07日

合計金額: 6,122円

注文情報

注文商品

エプソン ITH-6CL 【純正】 インクカートリッジ (6色パック) イチョウインク
配送区分: 【宅配品】

価格

数量: 1
単価(税込): 6,122円
税率: 10%
小計(税込): 6,122円

※ストア発行のクーポンを利用された場合は、商品単価よりクーポン分の金額を引いて記載しています。

注文者

氏名: 加藤 奈津実

支払い情報

商品合計金額 (税込)	6,122円
合計金額(税込)	6,122円

支払い内訳	
PayPay (クレジット)	6,122円

税率別内訳	税込金額	消費税額
10%対象	6,122円	556円
軽減8%対象	0円	0円
0%対象	0円	0円

様式第5号・その9（第7条関係）

（年間分）

そ の 他 の 経 費

（支出明細書）

項 目	内 容	金 額 (円)
通 信 費	携帯電話料	29,621 円
	インターネット関連費用	年額 62,736 円×50 % = 31,368 円
	タブレット型端末通信料	× 12月 = 円
合 計		60,989円

【携帯電話料明細】

月	支出額	支出額の 1 / 2	対象経費
4 月	3,880	1,940	1,940
5 月	6,729	3,364	3,000
6 月	5,088	2,544	2,544
7 月	5,665	2,832	2,832
8 月	5,834	2,917	2,917
9 月	4,162	2,081	2,081
10 月	5,108	2,554	2,554
11 月	5,506	2,753	2,753
12 月	6,186	3,093	3,000
1 月	10,192	5,096	3,000
2 月	10,825	5,412	3,000
3 月	0	0	0
計	69,175	34,586	29,621

備考 対象経費は、支出額の 1 / 2 とする。ただし、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、月額 3,000 円を限度とする。

支払証明書

発行日付: 2026年3月24日

請求先氏名	加藤 奈津実
請求先住所	
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
番号	

ソフトバン

〒105-7529
東京都港区海岸一丁目7番1号

携帯電話番号／機種契約番号等 (2026年3月24日 現在)						
01.	02.	03.	04.	05.	06.	07.
08.	09.	10.	11.	12.	13.	14.
15.	16.	17.	18.	19.	20.	
請求年月	請求額	当月請求額	入金額	内消費税等	内回収代行額	領収日
2026年1月	10,192	10,192	10,192	926	0	2026年1月31日
2025年12月	6,186	6,186	6,186	562	0	2025年12月31日
2025年11月	5,506	5,506	5,506	500	0	2025年11月30日
2025年10月	5,108	5,108	5,108	464	0	2025年10月31日
2025年9月	4,162	4,162	4,162	378	0	2025年9月30日
2025年8月	5,834	5,834	5,834	530	0	2025年8月31日
2025年7月	5,665	5,665	5,665	515	0	2025年7月31日
2025年6月	5,088	5,088	5,088	462	0	2025年6月30日
2025年5月	6,729	6,729	6,729	611	0	2025年5月31日
2025年4月	3,880	3,880	3,880	352	0	2025年4月30日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

左記の料金は、収納済であることを証明いたします。
※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ左記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

合計			58,350	5,300	0	
----	--	--	--------	-------	---	--

お問
い合
わ
せ

デ
ー
タ
使
務
の
管
理

契
機
・
経
営
の
サ
ー
ビ
ス

通
信
費
・
心
利
サ
ー
ビ
ス

PayPay
カード

ソ
フ
ト
ウ
ェ
ア
・
バ
ン
ク
・
カ
ー
ド

オ
ナ
イ
・
ラ
イ
ター
・
ス
ネ
ッ
ク
・
カ
ー
ド

支
払
い
状
況
・
知
る
と
し
て
留
ま
り
は
な
い
か
ら
な
い
か
ら
な
い

モ
ト
車
・
イ
モ
ビ
ル
・
ア
ン
ケ
・
ト

お
支
払
い
状
況

090-8400-7235

ログアウト

お支払い状況を照会します。(最大過去6ヵ月分)

2026年03月29日

請求月	請求金額	支払い状況
2026年2月	10,825 円	支払い済
2026年1月	10,192 円	支払い済
2025年12月	6,186 円	支払い済
2025年11月	5,506 円	支払い済
2025年10月	5,108 円	支払い済
2025年9月	4,162 円	支払い済

注意事項

よくあるご質問 (FAQ)

端末代金の残金を一括で支払うことはできますか？ ☐

入金反映や回線再開のタイミングを教えてください。

コンビニエンスストアでも支払いはできますか？ ☐

「お支払いのお願い」メールが届いたのですが、どうしたらいいですか？

支払期限までに利用料金を支払えなかった場合、どうなるかを教えてください。

その他のよくある質問をみる 

過去のご請求情報

2026年1月分

合計 6,273 円

1月1日～1月31日ご使用分

支払い済

内訳を確認する

2025年12月分

合計 6,274 円

12月1日～12月31日ご使用分

支払い済

内訳を確認する

2025年11月分

合計 6,274 円

11月1日～11月30日ご使用分

支払い済

内訳を確認する

2025年10月分

合計 6,274 円

10月1日～10月31日ご使用分

支払い済

内訳を確認する

2025年9月分

合計 6,274 円

9月1日～9月30日ご使用分

支払い済

内訳を確認する

もっと見る

2025年8月分 合計 6,274 円

8月1日～8月31日ご使用分 支払い済

内訳を確認する

2025年7月分 合計 6,274 円

7月1日～7月31日ご使用分 支払い済

内訳を確認する

2025年6月分 合計 6,273 円

6月1日～6月30日ご使用分 支払い済

内訳を確認する

2025年5月分 合計 6,273 円

5月1日～5月31日ご使用分 支払い済

内訳を確認する

2025年4月分 合計 6,273 円

4月1日～4月30日ご使用分 支払い済

内訳を確認する

ご利用料金内訳明細書

発行日 2026年3月29日

ソフトバンク株式会社

お客様番号 (カスタマーID)

ご契約者名：加藤奈津実

ご利用月 2025年04月

ご契約住所



登録番号：T9010401052465

[illegible]

お支払い方法が「携帯電話との合算請求」の場合は、本書面は、インボイス制度に基づく「適格請求書（インボイス）」ではありません。

インボイス制度について、詳しくは、以下の国税庁ホームページにてご確認ください

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokuetsu/shohi_koigenzairitsu_invoice_shout.htm

他社サービスに関する資格請求書についてはサービス提供先にお問合せください。